

建設業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条（建設業法第二十二条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項から第五項まで、第四十条の三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び附則第十三条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定に限る。）の規定 平成十九年四月一日

二・三 （略）

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 （略）

- 2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に建設工事紛争審査会に係属している第四条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二十五条の十一のあつせん又は調停に關し当該あつせん又は調停の目的となつてゐる請求についての新建設業法第二十五条の十六の規定の適用については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

3 （略）

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

(あつせん又は調停をしない場合)

第二十五条の十四 審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適當でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(仲裁)

第二十五条の十六 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第三百三十八号)の規定を適用する。

(申請手数料)

第二十五条の二十二 中央審査会に対して紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十四 この章に規定するもののほか、紛争処理の手續及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)

(あつせん又は調停をしない場合等の措置)

第十七条 審査会は、法第二十五条の十四の規定によりあつせん又は調停をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込がない場合においてあつせん又は調停を打ち切つたときも、同様とする。

第十九条 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと思
 める委員又は特別委員があるときは、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に審査会に対し書面をもつて通知することができる。
 2 会長は、法第二十五条の十六第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするも
 のとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その者の氏名を通知しなければならない。

(申請手数料)

第二十六条 法第二十五条の二十二の申請手数料の額は、次の表の上欄の申請の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

項	上欄	下欄
一	あつせんの申請	あつせんを求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) あつせんを求める事項の価額が百万円まで 一万円 (二) あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 二十円 その価額一百万円までごとに (三) あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 十五円 その価額一百万円までごとに (四) あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 十円 その価額一百万円までごとに
二	調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停を求める事項の価額が百万円まで 二万円 (二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 四十円 その価額一百万円までごとに (三) 調停を求める事項の価額が五百万円を超え一億円までの部分 二十五円 その価額一百万円までごとに (四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 十五円 その価額一百万円までごとに

三 仲裁の申請

	<p>仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p>
	(一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで
	五万円
	(二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一百万円までごとに
	百円
	(三) 仲裁を求める事項の価額が五百万円を超え一億円までの部分 その価額一百万円までごとに
	六十円
	(四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一百万円までごとに
	二十円

2 前項の場合において、あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とみなす。

3 申請手数料は、紛争処理の申請書に申請手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

4 あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき申請手数料の額と増加前の申請について納められた申請手数料の額との差額に相当する額の申請手数料を納めなければならない。この場合においては、その差額に相当する額の収入印紙を変更申請書にはつて納めなければならない。

(申請手数料を納めたものとみなす場合)

第二十六条の二 あつせん又は調停の申請人が第十七条後段の規定による通知を受けた日から二週間以内に当該あつせん又は調停の目的となつた事項について仲裁の申請をする場合における申請手数料については、当該あつせん又は調停の申請について納めた申請手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。